

議案第7号

鳥栖市教育委員会会議規則の一部改正について

上記の議案を提出する。

令和5年3月8日

鳥栖市教育委員会
教育長 佐々木 英利

(提案理由)

鳥栖市教育委員会会議規則の一部を改正したいため、鳥栖市教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任し、又は臨時に代理させる規則第2条第1項第9号の規定によりこの案を提出する。

鳥栖市教育委員会会議規則の一部を改正する規則案の概要

1 改正の理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下「法」という。）第14条第7項における「人事に関する事件その他の事件」について、整理するもの

2 改正の内容

人事に関する案件その他事件について例示するもの

3 施行日

令和5年4月1日

鳥栖市教育委員会会議規則の一部を改正する規則案の概要

鳥栖市教育委員会会議規則（平成28年9月29日教委規則第4号）の一部を次のように改正する。
 次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改 正 前	改 正 後
鳥栖市教育委員会会議規則	鳥栖市教育委員会会議規則
(議事録) <u>第11条</u> (略)	<u>(会議の公開)</u> <u>第11条</u> 会議は公開とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する案件について、教育長又は委員の発議により、出席者の三分の二以上の多数で議決したときは、これを公開しないことができる。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 教育委員会に属する職員の任免その他の身分取扱に関する案件 (2) 訴訟、調停、和解及び不服申し立てに関する案件 (3) 議会の議決を経るべき議案の原案に関する案件 (4) 前3号に掲げるもののほか、個人に関する情報が含まれるもの
(補則) <u>第12条</u> (略)	(議事録) <u>第12条</u> (略)
	(補則) <u>第13条</u> (略)

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

